

答申第 240 号

情 公 第 3457 号
令和 7 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 5 月 9 日付けで諮問された特定学校法人が提出した報告書の一部不開示の件（諮問第 260 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和5年8月4日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のすべてを開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 未成年者である審査請求人は、親権者を法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第2項の規定に基づき、令和5年6月22日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「特定学校法人より神奈川県宛に提出された、申請者次男である〇〇に係る特定年月日に発生した園内事故にかかる関係書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年6月30日付けで、法第83条第2項の規定に基づいて開示決定等の期間を延長した上で、同年8月4日付けで、「特定年月日付け『事故報告書』」（以下「A文書」という。）、A文書の添付資料（以下「B文書」という。）及び「教育・保育施設等 事故報告様式」（以下「C文書」という。）を特定した。その上で、これらの文書に含まれる情報のうち、別表の項番1から4の「不開示情報」欄に掲げる情報については法第78条第1項第2号、第3号イ及び第7号に該当することを理由に、別表の項番5から項番16の「不開示情報」欄に掲げる情報については法第78条第1項第3号イ及び第7号に該当することを理由に、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年11月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局私学振興課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 法第78条第1項第2号柱書について

個人情報とは、個人に関連する情報全般を意味しており、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれている。審査請求人は、当該個人がその流通をコントロールすることが求められる情報ではないと主張しているが、幼稚園における審査請求人以外の行動は、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報となり、個人の人格に係る情報と考えられ、審査請求人に開示することは不相当であると考ええる。

(2) 法第78条第1項第2号イについて

審査請求人は、当該法人に対して審査請求人が求めれば、速やかに事故の経緯を報告すべきとしているが、県が保有する当該法人に係る個人情報が、当該法人から審査請求人に報告されるか否かは判断することができない。

また、審査請求人は、特定の関係者のみが知ることができる情報の場合にも、開示請求者がその特定の関係者に含まれている場合には開示義務が生じる旨主張しているが、当該法人の関係者のみが知る情報を審査請求人が知り得るのか否かを判断することができないため、審査請求人に開示することは不相当と考える。

(3) 法第78条第1項第2号ロについて

審査請求人は、実施機関が審査請求人らに係る生命、健康、生活又は財産との利益衡量を一切行っていないと主張している。この主張の中で、「審査請求人ら」としているが、「審査請求人ら」が審査請求人以外のだれを指すのか不明であり、利益衡量を行うことができない。また、不開示とした情報は、審査請求人以外の個人情報であり、その情報と審査請求人の生命、健康、生活又は財産の保護との関係について明確になっておらず、開示することが必要であると認めることはできない。

また、審査請求人が損害賠償請求を提起した場合を仮定して主張している内容について、あくまでも仮定の内容であり、現在、生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要な状況とは判断することができない。

さらに、審査請求人が把握している情報と、国様式に記載されている情報が同じであるか判断することができない。

(4) 法第78条第1項第3号イについて

別表に掲げる項番1から項番16までを不開示とした理由は、次のとおりである。

ア 項番1及び項番5

標記情報を開示することにより、法人において発生した事故の具体的な情報が明らかになり、法人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

イ 項番2から項番4

標記情報を開示することにより、法人において事故が発生したという情報が明らかになり、法人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

ウ 項番6

教育内容を行う上で、園のノウハウが記載された資料であり、開示されることで法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

エ 項番7

事故発生時の職員配置など園の運営状況を開示することになり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

オ 項番8及び項番9

当該事故に特徴的な事項に係る法人による分析について開示することになり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

カ 項番10

発生後の対応で行ったノウハウが開示され、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

キ 項番11から項番16

事故の再発防止に資する要因の分析や改善策等、法人のノウハウなど

が開示され、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

ク 審査請求人の主張について

審査請求人は、当該法人の内部情報について一定の情報をすでに保有しているとしているが、添付された資料について園が情報提供したものであると断定することができないことから、本件事故に係る内部情報を審査請求人に対して秘匿する合理的理由が存在しないと考えることはできない。

また、審査請求人は、重大事故を発生させた以上、本件事故に係る内部情報を審査請求人に秘匿してまで保全すべき当該法人の正当な権利利益は存在しない旨主張しているが、重大事故を発生させたことは、開示すべきことの理由にはならない。

審査請求人は、国様式に記載されている内容を把握していると主張しているが、審査請求人が把握している情報と、国様式に記載されている情報が同じであるか判断することができない。

さらに、国様式の報告書は、当該法人が審査請求人に同意を得るという両者の関係で行われるものである。審査請求人の同意がないことをもって、本県の保有する当該法人の情報を開示する理由とすることはできない。

(5) 法第78条第1項第3号ただし書について

審査請求人は、実施機関が審査請求人らに係る生命、健康、生活又は財産との利益衡量を一切行っていないと主張しているが、審査請求人と当該法人との話し合いにおいて、県が保有する特定学校法人に係る情報が、生命、健康、生活又は財産が保護するために必要な情報であると判断することができない。

また、審査請求人が損害賠償請求を提起した場合を仮定して主張している内容について、あくまでも仮定の内容であり、審査請求人の財産を保護するために開示が必要な状況とは判断することができない。

さらに、審査請求人は、当該法人の内部情報について一定の情報をすでに保有しているとしているが、添付された資料について園が情報提供したものであると断定することができないことから、審査請求人以外の個人情報を開示することは不相当と考える。

(6) 法第78条第1項第7号について

学校法人から県に提出される事故報告について、任意で提出されたものであり、開示することにより、法人との信頼関係が損なわれ、今後、必要な情報提供を受けられなくなり正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。公開することを前提としておらず、かつ義務的に提出されたものではないため、当該文書を開示することで、学校法人と県との信頼関係が損なわれ、提出の前提が変更され、今後の正確な事実の把握を困難にする。

さらに、審査請求人は、損害賠償請求訴訟について言及しているが、審査請求人らに損害賠償請求権があることが、当該法人の個人情報を開示することの理由にはならない。よって、損害賠償請求権と「行政上の抽象的な支障の発生」とを比較することはできない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、特定学校法人から実施機関に対して提出されたA文書及びその添付資料であるB文書並びに特定学校法人が国に報告するため経由先である実施機関に提出したC文書に記載された保有個人情報であり、いずれの文書も、特定学校法人が運営する幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）において遊具を使用していた際に発生したとされる事故（以下「本件事故」という。）の関連文書であることが認められる。

実施機関は、これらの文書に含まれる情報のうち、別表の「不開示情報」欄に掲げる情報（以下「本件不開示情報」という。）について、法第78条第1項第2号、第3号イ及び第7号のいずれか又はすべてに該当することを理由に本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件不開示情報のすべてを開示するよう求めていることから、以下、本件不開示情報が法第78条第1項第2号、第3号イ及び第7号に該当するか否かについて検討する。

(2) 法第78条第1項第2号該当性について

当審査会が確認したところ、A文書に含まれる別表の項番1から項番4

までの「不開示情報」欄に掲げる各情報は、本件事故発生前後における本件幼稚園の担任教諭及び補助職員の対応に係る情報とその氏名とともに記録されたもの（以下「本件事故対応情報」という。）と認められることから、本件事故対応情報は、法第78条第1項第2号本文に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

もつとも、法第78条第1項第2号本文に規定する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当すれば例外的に開示対象となる。

これを本件についてみると、審査請求人が本件幼稚園の利用者かつ本件事故の当事者であること、また、本件幼稚園から提供されたと推察される本件事故の関連資料（審査請求人から提出されたもの。以下「審査請求人提出資料」という。）の内容を踏まえれば、本件事故対応情報は審査請求人が知っている情報又は知り得る情報と認められるため、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

したがって、実施機関は、本件事故対応情報を開示すべきである。

(3) 法第78条第1項第3号イ該当性について

実施機関は、本件不開示情報のすべてについて、法第78条第1項第3号イに該当すると説明しているため、以下、項番ごとに同号イ該当性を検討する。

ア 項番1及び項番2

当審査会が確認したところ、標記情報は、本件事故が発生する前後の事実経過に係る記録等であることが認められる。

実施機関は、項番1の情報については、「法人において発生した事故の具体的な情報が明らかになり、法人の権利利益を害するおそれがある」として、また、項番2の情報については、「法人において事故が発生したという情報が明らかになり、法人の権利利益を害するおそれがある」として、それぞれ不開示としている。

しかしながら、審査請求人が本件事故の当事者であることや審査請求人提出資料の内容を踏まえれば、標記情報はいずれも、概ね審査請求人にも

明らかとなっている情報と認められ、これを開示しても、特定学校法人の権利利益を害するおそれを新たに生じさせるとまでは認め難い。

したがって、標記情報は、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

イ 項番3及び項番12

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定学校法人による本件事故に係る発生要因やその分析等に係る情報であることが認められる。

実施機関は、項番3の情報については、「法人において事故が発生したという情報が明らかになり、法人の権利利益を害するおそれがある」として、また、項番12の情報については、「事故の再発防止に資する要因の分析や改善策等、法人のノウハウなどが開示され、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として、それぞれ不開示としている。

しかしながら、標記情報の内容はいずれも、一般的な事故分析又は事実経過にとどまる情報であり、審査請求人が本件事故の当事者であることや審査請求人提出資料の内容も踏まえれば、これを開示しても、特定学校法人の権利利益を害するおそれを新たに生じさせるとまでは認め難い。

したがって、標記情報は、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

ウ 項番4、項番10、項番11及び項番13

当審査会が確認したところ、標記情報はいずれも、本件事故を受けて特定学校法人が検討した事故防止対策に係る情報であることが認められるが、遊具の使用に関するごく一般的な事故防止対策に係る情報にすぎず、これを開示しても、特定学校法人の権利利益を害するおそれがあるとは認め難い。

したがって、標記情報は、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

エ 項番5

当審査会が確認したところ、標記情報には、B文書の名称が記載されているに過ぎず、これを開示しても特定学校法人の権利利益を害するおそれがあるとはおよそ認め難いことから、法第78条第1項第3号イに規

定する情報には該当しない。

オ 項番 6

当審査会が確認したところ、標記情報は、遊具の使用に係る注意事項等及び遊具の外観を映した写真であることが認められる。

実施機関は、標記情報について、「教育内容を行う上で、園のノウハウが記載された資料であり、開示されることで法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として不開示としている。

しかしながら、標記情報には、遊具を使用させる上でのごく一般的な事故防止対策等が記載されているにすぎず、本件幼稚園が教育を行う上でのノウハウに該当する情報であるとは認め難く、これを開示しても、特定学校法人の競争上の地位等を害するおそれがあるとは認められないことから、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

カ 項番 7

当審査会が確認したところ、標記情報は、本件事故発生時の園児の人数や配置職員数等であることが認められる。

実施機関は、「事故発生時の職員配置など園の運営状況を開示することになり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として不開示としている。

しかしながら、事故発生当時の園児や教育従事者等の人数を開示しても、特定学校法人の競争上の地位等を害するおそれがあるとは認め難いことから、標記情報は、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

キ 項番 8 及び項番 9

標記情報について、実施機関は、「事故に特徴的な事項に係る法人による分析について開示することになり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として不開示としている。

しかしながら、当審査会が標記情報の具体的内容を確認したところ、いずれも特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないことから、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

ク 項番14

当審査会が確認したところ、標記情報は、本件事故が発生した時間帯に係る情報であることが認められるが、審査請求人が本件事故の当事者であることを踏まえれば、これを開示しても、特定学校法人の権利利益を害するおそれを新たに生じさせるとまでは認め難いことから、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

ケ 項番15

当審査会が確認したところ、標記情報は、本件事故が発生する前後の経過に係る記録等であることが認められるが、審査請求人が本件事故の当事者であることや審査請求人提出資料の内容も踏まえれば、これを開示しても、特定学校法人の権利利益を害するおそれを新たに生じさせるとまでは認め難いことから、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

コ 項番16

標記情報について、実施機関は、「事故の再発防止に資する要因の分析や改善策等、法人のノウハウなどが開示され、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として不開示としている。

しかしながら、当審査会が標記情報の内容を確認したところ、特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないことから、法第78条第1項第3号イに規定する情報には該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号柱書該当性について

実施機関は、本件不開示情報のすべてについて、「任意で提出されたものであり、開示することにより、法人との信頼関係が損なわれ、今後、必要な情報提供を受けられなくなり正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法第78条第1項第7号柱書に該当する旨、説明している。

しかしながら、当審査会が実施機関に確認したところ、本件保有個人情報、実施機関が私立学校法第6条の権限に基づいて特定学校法人に提出させたものであるとのことであった。

この点を踏まえると、本件保有個人情報「任意で提出されたもの」であるとは認め難く、実施機関は私立学校を所管する行政庁として特定学校法人に報告を求める権限を有している以上、本件不開示情報を開示しても、今後、必要な情報提供を受けられなくなる事態は想定し難く、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法第78条第1項第7号柱書に規定する情報には該当しない。

(5) 結論

以上のことから、別表の「不開示情報」欄に掲げる情報のうち、項番1に含まれる担任教諭及び補助職員の氏名は、法第78条第1項第2号本文に該当するが、同号ただし書イに該当する。

また、その余の部分は、法第78条第1項第2号本文、第3号イ及び第7号柱書のいずれにも該当しない。

よって、実施機関は、本件不開示情報のすべてを開示すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書	項番	不開示情報
A	1	「2 事故の発生経過」
	2	「3 事故の発生後の処置」の1行目から16行目まで
	3	「3 事故の発生後の処置」の17行目から20行目まで
	4	「3 事故の発生後の処置」の21行目から28行目まで
	5	「4 参考事項」
B	6	すべての情報
C	7	「発生時の体制」並びに「発生時の体制」のうち「教育・保育従事者」及び「うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士」
	8	「特記事項」
	9	「当該事故に特徴的な事項」
	10	「発生後の対応」
	11	「ソフト面」の「記載欄」
	12	「ハード面」の「記載欄」のうち「その他考えられる要因・分析、特記事項」
	13	「ハード面」の「記載欄」のうち項番12以外の情報
	14	「環境面」の「記載欄」
	15	「人的面」の「記載欄」
	16	「その他」の「記載欄」

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月9日	○ 諮問（收受）
令和6年11月11日	○ 審議（第349回審査会）
令和6年12月24日	○ 審議（第350回審査会）
令和7年1月30日	○ 審議（第351回審査会）
令和7年2月18日	○ 審議（第352回審査会）
令和7年3月18日	○ 審議（第353回審査会）

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和7年3月27日現在) (五十音順)